



宮 崎 県 公 報

平成26年 3 月26日（水曜日）号外 第 14 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

<p>企業局企業管理規程</p> <p>○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程…………… 1</p> <p>人事委員会規則</p> <p>○平成26年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則…………… 1</p>	頁	<p>○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 4</p> <p>○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則等 の一部を改正する規則…………… 8</p> <p>○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 9</p> <p>○平成17年改正県給与条例附則第 7 条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則…………… 9</p>
--	---	---

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
平成26年 3 月26日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

宮崎県企業局企業管理規程第 1 号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程（昭和36年宮崎県企業局企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（高齢者部分休業）</p> <p>第13条の 5 管理者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、<u>当該職員が、当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第 2 条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から 5 年さかのぼった日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。</u></p> <p>2～5 [略]</p>	<p>（高齢者部分休業）</p> <p>第13条の 5 管理者は、<u>55歳に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が55歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第 2 条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。</u></p> <p>2～5 [略]</p>

附 則

この企業管理規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会規則

平成26年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則をここに公布する。
平成26年 3 月26日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第 1 号

平成26年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則

（平成26年 4 月 1 日において号給の調整を行う職員）

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）附則第17項の調整考慮事項を考慮して人事委員会規則で定める職員は、平成26年 4 月 1 日（以下「調整日」という。）において45歳に満たない職員（調整日において、その職務の級における最高の号給を受けるものである者を除く。）のうち、平成19年昇給等抑制職員又は平成20年昇給等抑制職員とする。

2 前項の平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成19年4月1日において、初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第4号。以下「平成18年改正初任給等規則」という。）附則第7項の規定により読み替えられた初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号。以下「初任給等規則」という。）第35条若しくは平成18年改正初任給等規則附則第8項の規定により号給を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、同規則附則第7項中「同項中「定める号給数とする」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数とする。この場合において、県給与条例第3条の2第5項の規定の適用を受ける職員で昇給区分をCに決定されたものは、昇給しない」とあるのは、「同項に定める号給数」と、同附則第8項中「当該各号に定める号給数」とあるのは、「当該各号に定める号給数に1を加えて得た数」と読み替えた場合における同項の規定により同日に受けることとなる号給とが異なる職員（次に掲げる職員を除く。）
- ア 平成19年4月1日から調整日までの間に、初任給等規則第22条第3項、第25条第2項又は第41条の規定により号給を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）
- イ 平成19年4月1日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない初任給等規則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員
- ウ 平成19年4月1日から調整日までの間に、人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（以下「個別承認職員」という。）
- エ 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第55条の2第1項ただし書きに規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第2条第1項又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間又は地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち人事委員会の定めるもの
- オ アからエまでに掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの
- (2) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成26年宮崎県人事委員会規則第3号）第2条の規定による改正前の平成18年改正初任給等規則附則第6項（平成23年4月1日における号給の調整に関する規則（平成23年宮崎県人事委員会規則第4号）附則第2項の規定による改正前の平成18年改正初任給等規則附則第6項を含む。以下「平成18年改正初任給等規則附則第6項」という。）の規定により号給を決定された職員であって、平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する採用日から平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日（平成21年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年2月1日（平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (3) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第16条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員から人事交流等により引き続き職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続き職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成18年改正初任給等規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であって、平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する採用日から平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日（平成21年4月1日以後に初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成19年2月1日（平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日））前となる職員及び初任給等規則第41条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの
- (5) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
- ア 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成19年3月31日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下同じ。）があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
- イ 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第3項第5号イにおいて同じ。）であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの。
- (6) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員
- 3 第1項の平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成20年4月1日において、初任給等規則第35条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と平成18年改正初任給等規則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。)
- (2) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、平成18年改正初任給等規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であって、平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する採用日から平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日(平成21年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年2月1日(平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日))前となるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)
- (3) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第16条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)
- (4) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に上位資格等取得職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成18年改正初任給等規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であって、平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する採用日から平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日(平成21年4月1日以後に初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成20年2月1日(平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日))前となる職員及び初任給等規則第41条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの
- (5) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)
- ア 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外のものであつて、平成20年3月31日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
- イ 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、人事委員会の定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員
- 第2条 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間において、休職等期間がある職員(休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。)であつて、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち人事委員会の定める職員については、人事委員会の定めるところにより、平成19年昇給等抑制職員又は平成20年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

(この規則により難い場合の措置)

第3条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算に関する規則の一部改正)
- 2 再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算に関する規則(平成13年宮崎県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(端数計算) 第2条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。 (1) [略] (2) 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第15条(育児休業条例第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第3条第5項若しくは第6項若しくは第3条の2第1項、第2項	(端数計算) 第2条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。 (1) [略] (2) 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第15条(育児休業条例第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第3条第5項若しくは第6項若しくは第3条の2第1項、第2項

<p>若しくは第 4 項、育児休業条例第16条（育児休業条例第21条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた市町村立学校職員の給与等に関する条例第 3 条第 5 項、育児休業条例第17条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第 1 号）第 7 条第 2 項若しくは第 3 項又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年宮崎県条例第43号）附則第 6 項の規定により読み替えられた同条例附則第 5 項</p>	<p>若しくは第 4 項、育児休業条例第16条（育児休業条例第21条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた市町村立学校職員の給与等に関する条例第 3 条第 5 項、育児休業条例第17条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第 1 号）第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年宮崎県条例第43号）附則第 6 項の規定により読み替えられた同条例附則第 5 項又は職員の給与に関する条例附則第19項の規定により読み替えられた同条例附則第17 項若しくは第18項</p>
--	---

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年 3 月26日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第 2 号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第 8 条 給与条例第 5 条の 9 第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（給与条例第 5 条の 9 第 6 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(通勤の実情に変更を生ずる職員)</p>	<p>第 8 条 給与条例第 5 条の 9 第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（給与条例第 5 条の 9 第 5 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(対象となる職員)</p>
<p>第10条 給与条例第 5 条の 9 第 3 項の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は勤務する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特急列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。</p> <p>(異動等の直前の住居に相当する住居)</p>	<p>第10条 給与条例第 5 条の 9 第 3 項の人事委員会規則で定める職員は、特急列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。</p>
<p>第11条 給与条例第 5 条の 9 第 3 項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は勤務する公署の移転（以下「異動等」という。）の日以後に転居する場合において、特急列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。</p> <p>(特急列車等の利用の基準)</p>	<p>(特急列車等の利用の基準)</p>
<p>第12条 給与条例第 5 条の 9 第 3 項各号列記以外の部分及び第 4 項の人事委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(通勤困難の基準)</p>	<p>第11条 給与条例第 5 条の 9 第 3 項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(通勤困難の基準)</p>
<p>第12条の 2 給与条例第 5 条の 9 第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものとし、同基準に照らして通勤困難であると認められる職員は、特別急行列車を利用する職員に限るものとする。</p>	<p>第12条 給与条例第 5 条の 9 第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものとし、同基準に照らして通勤困難であると認められる職員は、特別急行列車を利用する職員に限るものとする。</p>

(1) 異動等の直前の住居（第11条に規定する住居を含む。）から当該異動等の直後に勤務する公署に普通交通機関等を利用して通勤するものとした場合において、当該異動等の直後に勤務する公署の始業の時刻（以下「始業時刻」という。）前に当該公署に到着するために当該異動等の直前の住居を出発することとなる時刻から始業時刻までの時間が2時間以上であること。

(2) [略]

（特急列車等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第13条 [略]

2 [略]

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、給与条例第5条の9第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額（前条に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、3分の2に相当する額）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特急列車等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額（第12条の2に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、価額の3分の2に相当する額）」と、第8条第1項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する（第12条の2に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、特別料金等の額の3分の2に相当する）」と、第8条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と読み替えるものとする。

（人事交流等職員の範囲）

第13条の2 給与条例第5条の9第4項に規定する人事委員会規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

(1) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

(2) 前号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの

（給料表の適用の直前の住居に相当する住居）

第14条 給与条例第5条の9第4項の人事委員会規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合において、特急列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

（権衡職員等の範囲）

第15条 給与条例第5条の9第4項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に勤務することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、特急列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

第16条 給与条例第5条の9第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に

(1) 普通交通機関等を利用して通勤するものとした場合において、勤務する公署の始業の時刻（以下「始業時刻」という。）前に当該公署に到着するために住居を出発することとなる時刻から始業時刻までの時間が2時間以上であること。

(2) [略]

（特急列車等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第13条 [略]

2 [略]

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、給与条例第5条の9第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額（前条に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、3分の2に相当する額）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特急列車等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額（第12条に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、価額の3分の2に相当する額）」と、第8条第1項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する（第12条に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、特別料金等の額の3分の2に相当する）」と、第8条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と読み替えるものとする。

関する条例（昭和63年宮崎県条例第4号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員のうち、給与条例第5条の9第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該復帰の直前の住居（当該復帰の日以後に転居する場合において、特急列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、特急列車等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に勤務することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特急列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。）

(2) 配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、特急列車等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(3) その他給与条例第5条の9第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

(支給日等)

第16条の2 通勤手当は、支給単位期間（次の各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第18条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）第2条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 職員が2以上の特急列車等を利用するものとして特急列車等に係る通勤手当を支給される場合において、給与条例第5条の9第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額（第17条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額」という。）の合計額が2万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

2・3 [略]

(支給の始期及び終期)

第17条 [略]

(返納の事由及び額等)

第17条の2 給与条例第5条の9第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）

(支給日等)

第14条 通勤手当は、支給単位期間（次の各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第18条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）第2条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 職員が2以上の特急列車等を利用するものとして特急列車等に係る通勤手当を支給される場合において、給与条例第5条の9第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額（第16条第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額」という。）の合計額が2万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

2・3 [略]

(支給の始期及び終期)

第15条 [略]

(返納の事由及び額等)

第16条 給与条例第5条の9第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支

を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) [略]

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第5条の9第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額ア [略]

イ 第16条の2第1項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

3 特急列車等に係る通勤手当に係る給与条例第5条の9第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額 (2以上の特急列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額等」という。) が2万円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特急列車等 (同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特急列車等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特急列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1 (第12条の2に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、3分の2) に相当する額 (次号において「払戻金2分の1等相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 第16条の2第1項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての特急列車等についての払戻金2分の1等相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

4 給与条例第5条の9第5項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第17条の3 給与条例第5条の9第6項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特急列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) [略]

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第5条の9第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額ア [略]

イ 第14条第1項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

3 特急列車等に係る通勤手当に係る給与条例第5条の9第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額 (2以上の特急列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額等」という。) が2万円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特急列車等 (同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特急列車等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特急列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1 (第12条に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、3分の2) に相当する額 (次号において「払戻金2分の1等相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 第14条第1項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての特急列車等についての払戻金2分の1等相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

4 給与条例第5条の9第4項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第17条 給与条例第5条の9第5項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特急列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

<p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特急列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>第17条の4 支給単位期間は、第17条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特急列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 通勤経路又は通勤方法に変更があること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>第17条の2 支給単位期間は、第15条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。</p> <p>2・3 [略]</p>
--	---

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第3号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第7の2 昇給号給数表（第35条関係）				別表第7の2 昇給号給数表（第35条関係）			
昇給区分	A	B	C	昇給区分	A	B	C
昇給の号給数	[略]			昇給の号給数	[略]		
	<u>3以上</u>	<u>2</u>	<u>1以下</u>		<u>1以上</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
[略]				[略]			

(初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(初任給に関する経過措置)</p> <p>6 平成19年4月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「初任給等規則」という。）第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から初任給等規則第11条第1項の規定による号給（初任給等規則第13条第1項の規定により初任給等規則別表第6に定める初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第34条各号に掲げる職員であるときは、3）で除して得た数の年数（</p>	<p>附 則</p> <p>(初任給に関する経過措置)</p> <p>6 平成19年4月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「初任給等規則」という。）第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から初任給等規則第11条第1項の規定による号給（初任給等規則第13条第1項の規定により初任給等規則別表第6に定める初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第34条各号に掲げる職員であるときは、3）で除して得た数の年数（</p>

1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成21年4月1日前となるものの採用日における号給は、初任給等規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(平成21年4月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年(以下この項において「基準年」という。)の2月1日(特定職員にあっては、基準年の1月1日)以後である場合にあっては、基準年の4月1日)の翌日から採用日までの間における初任給等規則第32条に規定する昇給日(平成19年4月1日から平成21年4月1日まで(平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者)にあっては、平成19年4月1日から平成20年4月1日まで)の間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成21年4月1日前となるものの採用日における号給は、初任給等規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(平成21年4月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年(以下この項において「基準年」という。)の2月1日(特定職員にあっては、基準年の1月1日)以後である場合にあっては、基準年の4月1日)の翌日から採用日までの間における初任給等規則第32条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 平成19年4月1日から平成21年4月1日まで
- (2) 平成26年4月1日以後に新たに職員となり、同日において46歳に満たない者(次号に掲げる職員を除く。) 平成19年4月1日から平成20年4月1日まで
- (3) 平成26年4月1日以後に新たに職員となり、同日において45歳に満たない者 平成19年4月1日

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第4号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則(平成2年宮崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(加算額等) 第4条 [略]	(加算額等) 第4条 [略] <u>(人事交流等職員の範囲)</u> 第4条の2 条例第5条の10第3項に規定する人事委員会規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 (1) <u>国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人</u> (2) <u>前号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの</u>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第5号

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則(平成18年宮崎県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号。以下「平成17年改正県給与条例」という。）附則第7条及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号。以下「平成17年改正市町村立学校給与条例」という。）附則第6項から第8項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にこれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）と同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。）附則第13項（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）附則第13項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額）を、平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）施行日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給等規則第24条から第27条の2までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号）の施行の日（以下この項及び次条第1項において「基準日」という。）において同条例附則第2項第1号（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第49号）附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する減額改定対象職員（以下この項及び次条第1項において「減額改定対象職員」という。）である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当</p>	<p>平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号。以下「平成17年改正県給与条例」という。）附則第7条及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号。以下「平成17年改正市町村立学校給与条例」という。）附則第6項から第9項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にこれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）と同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。）附則第13項（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）附則第13項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額）を、平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）施行日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給等規則第24条から第27条の2までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同条例附則第2項第1号（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第49号）附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、これらの者以外の</p>

する額に 100分の99.1を乗じて得た額とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に 100分の 99.34を乗じて得た額とし、それらの額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(2)・(3) [略]

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員（県給与条例第3条第5項に規定する職員を除く。イ及び次条第1項において同じ。）である者にあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.1を乗じて得た額、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に 100分の 98.94を乗じて得た額、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者を除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に 100分の 99.34を乗じて得た額）に、勤務時間等条例第2条第2項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ [略]

(5) [略]

2 [略]

(平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料の支給)

第5条 [略]

者（基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に 100分の 99.34を乗じて得た額とし、それらの額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(2)・(3) [略]

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員（県給与条例第3条第5項に規定する職員を除く。イ及び第5条第1項において同じ。）である者にあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.1を乗じて得た額、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に 100分の 98.94を乗じて得た額、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者を除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に 100分の 99.34を乗じて得た額）に、勤務時間等条例第2条第2項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ [略]

(5) [略]

2 [略]

第4条の2 平成17年改正県給与条例附則第7条第2項の人事委員会規則で定めるものは、医療職給料表(三)の適用を受ける職員で平成23年4月1日にその者の属する職務の級が4級に降格した者のうち、その者の受ける給料月額が、施行日の前日において4級に降格したものとした場合に改正前の初任給等規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に 100分の99.1を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に 100分の 99.34を乗じて得た額とし、それらの額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないものとする。

2 平成17年改正県給与条例附則第7条第2項に規定するその者の給料の支給日における給料月額は、その者が当該降格をした日の前日に属した職務の級及び受けていた号給に対応する平成26年4月1日以降の最も低額の給料月額とする。

3 平成17年改正県給与条例附則第7条第2項の人事委員会規則に定める期間は、前項に規定する額に達するまでの期間とする。

(平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料の支給)

第5条 [略]

第 5 条の 2 平成17年改正県給与条例附則第 7 条第 3 項及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第 8 項の人事委員会規則で定めるものは、施行日以降、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年宮崎県条例第28号）の適用を受ける職員から県給与条例の適用を受ける職員となった者のうち、その者の受ける給料月額が、その者が施行日の前日に県給与条例の適用を受ける職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に 100 分の99.1を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に 100 分の 99.34を乗じて得た額とし、それらの額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないものとする。

2 平成17年改正県給与条例附則第 7 条第 3 項及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第 8 項の人事委員会規則で定める期間は、その者の受ける給料月額が、施行日の前日に受けていた給料月額に 100分の99.7を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）に 100分の99.1を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）に達するまでの期間とする。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。